

電波法施行規則第三十三條の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 電波法施行規則第三十三條の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作（平成二年郵政省告示第二百四十号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 施行規則第三十三條第六号（5）の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送を行うもの<del>（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</del>）で空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>一 施行規則第三十三條第六号（5）の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送を行うもので空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>